

妊娠から産休、育休、復職後の流れ

本人

会社

妊娠中

【妊娠が分かったら】
■出産予定日や休業の予定を早めに申し出ましょう。
 妊娠・出産後も仕事を続けたいという希望をはっきりと伝えましょう。
■妊婦健康診査を受けるための時間が必要な場合は、申し出ましょう。
 【受診のために確保しなければならない回数】
 ●妊娠23週までは4週間に1回
 ●妊娠24週から35週までは2週間に1回
 ●妊娠36週以後出産までは1週間に1回
 ●医師等がこれと異なる指示をした場合はその回数
【勤務しなかった日・時間の給与】
 ●無給となります。
■妊婦健康診査で主治医から働き方について「休憩が必要」「入院が必要」などの指導を受けた場合は、指導内容を申し出て、必要な措置を講じてもらいましょう。 医師等からの指導事項を会社にきちんと伝えることができるよう、医師等に「**母性健康管理指導事項連絡カード**」を記入してもらいましょう。
【母性健康管理指導事項連絡カードの入手先】
 ●母子健康手帳(ほとんどの母子健康手帳に様式が記載されているので、それを拡大コピーして使うことができます。)
【妊娠中の職場生活】
■時間外労働の制限、深夜業の制限、軽易業務への転換などを請求することができます。
■産前休業の申出をする。
 出産予定日の6週間前(双子以上の場合は14週間前)から、請求すれば取得できます。 請求の手続きは、定めによります。

【妊娠中】
■妊娠の報告
 申請があった場合、健康 診査のために必要な時間の確保 をします。
 申出があった場合、指導 内容に応じた適切な措置(妊娠 中の通勤緩和、妊娠中の休憩に関する措置、妊娠中の症状に対応する措置)を講じます。
 職員の妊娠・出産・産 前産後休業を取得したことなどを理由として、職員を解雇したりすることは法律で禁止されています。

産前・産後休業

■育児休業の申出をする。
 育児休業の申出期限は、法律で休業開始予定日の1か月前までと定められているので、産後休業に続けて育児休業をする場合は、産前休業に入る前や産前休業中に、申出を行うことになります。 申出は、休業開始予定日や終了予定日などを明らかにして、書面などにより行わなければならない。
【産前休業・出産】
 出産日は産前休業に含まれます。
【産後休業】
 出産の翌日から8週間は、就業することができません。ただし、産後6週 間経過後に、医師が認めた場合は、請求することにより就業できます。

育児休業の申出者に対して、育児休業開始予定日や終了予定日などを速やかに通知します。また、休業中の給与、休業後の配 置などについてあらかじめ周知 するようにします。
 産前・産後休業期間及びその後 30日間の解雇は禁止されています。

育児休業

【育児休業中】
■復職に向けた準備をする●
 復職後に勤務時間帯や残業など、これまでと同じ働き方ができるかどうか考えましょう。復職後は短時間勤務や所定外労働の制限等を利用することもできます。
 ●育児休業期間を延長する必要があるか考えましょう。 子どもが1歳になった後に保育所に入れないなどの場合、育児休業期間を子どもが1歳6か月に達する日まで延長することができます。延長するためには、2週間前までに申し出ることが必要です。 また、子どもが1歳になるまでの間に期間を延長することもできます。この場合、当初終了しようとしていた日の1か月前までに申し出ることが必要です。

育児休業の取得を理由として、契約を更新しなかったり、休業を終了する日を超えて休業することを強要することは、法律で禁止されています。

復職

<産後休業後、子どもが1歳になるまでに復職する場合に利用できる制度>
■育児時間 生後1年に達しない子どもを育てる女性は、1日2回各々30分間の育児時間を請求できます。
■時間外労働、休日労働、深夜業の制限など 産後1年を経過しない女性には、妊娠中と同様にこれらが適用になります。
■母性健康管理措置 産後1年を経過しない女性は、医師等から指示があったときは、健康診査に必要な時間の確保を申し出ることができます。また、指導を受けた場合には、必要な措置を受けることができます。
■短時間勤務制度、子の看護休暇等
<3歳未満又は小学校入学前の子どもを育てている方が利用できる制度>
■短時間勤務制度 一定の条件を満たす3歳未満の子どもを育てる職員のために、短時間勤務制度(1日原則として6時間)を設けています。
■所定外労働の制限 一定の条件を満たす3歳未満の子を育てる職員から請求があったときは、所定外労働をすることはありません。
■子の看護休暇 小学校入学前の子どもを養育する職員は、申し出ることによって、年次有給休暇とは別に、1年につき5日間、子どもが2人以上なら10日間、病气やけがをした子どもの看護、予防接種及び健康診断のために休暇を取得することができます。
■時間外労働、深夜業の制限 小学校入学前の子どもを養育する一定の職員から請求があった場合は、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせたりはならないことになっています。また、深夜(午後10時から午前5時まで)において労働させてはならないことになっています。